

(7) 異動数

昭和48年度末小・中・養護学校職員の異動件数は 3,181 件で、前年度より96件の減であった。退職者数は校長85名、

教員 172名であった。

なお、その異動状況は下表のとおりである。

昭和48年度末公立小中養護学校教職員異動状況調

異動種別 職種別 学校種別	1. 退職					2. 採用					3. 転任					総計
	校長	教員	校長 教員 計	事務 職員 等	計	校長	教員	校長 教員 計	事務 職員 等	計	校長	教員	校長 教員 計	事務 職員 等	計	
小学校	55	120	175	0	175	69	156	225	25	250	109	1,400	1,509	31	1,540	1,965
中学校	30	48	78	5	83	31	94	125	8	133	47	908	955	18	973	1,189
養護学校	0	0	4	0	4	1	0	1	0	1	1	21	22	0	22	27
合計	(17)	(-24)	(-7)	(-5)	(-12)	(16)	(130)	(146)	(5)	(151)	(-2)	(-212)	(-214)	(-21)	(-235)	(-96)
	85	172	257	5	262	101	250	351	33	384	157	2,329	2,486	49	2,535	3,181

2. 県立学校の人事・任用

(I) 昭和48年度末県立学校教職員人事に関する方針

教育に対する県民の期待と要望にこたえ、学校教育の刷新、充実をはかり、本県教育水準の向上を期するためには、教職員組織の充実強化が行われなければならない。

本委員会は、下記方針に基き、年度末教職員人事異動を行うが、これが実施にあたっては、広く県民各位の理解と特に教育関係者の積極的な協力を切望してやまない。

記

I. 基本方針

- 1 全県の視野に立ち、適材を適所に配置し、教育効果の向上をはかる。
- 2 教育の機会均等の理念に立脚して、各学校の教職員組織の充実と均衡化をはかる。
- 3 厳正公平な人事を行い、教職員の士気の高揚をはかる。

II. 重点

- 1 教育の刷新充実をはかるため、有能適格な教職員の確保につとめ、新進有為な人材登用をはかる。
- 2 教職員組織の充実と均衡化をはかるため、教育課程に即応した教職員の適正配置ならびに同一校永年勤続者の交流を行う。
- 3 定時制(夜間)、通信制、分校、特殊教育諸学校ならびにへき地における教職員組織の充実をはかる。
- 4 職業に関する学科を中心とする高等学校の再編成ならびに特殊教育諸学校の拡充整備にともなう教職員の配置については特に考慮する。
- 5 学校管理の適正化をさらに推進するため、管理職の選考および配置の適正を期する。

III. 実施方針

1 採用

- (1) 教員については、資格、人物、健康等に基づいて選考し、その配置の適正を期する。
- (2) その他の職員については、教員に準じて行う。

2 交流

- (1) 免許状・性別・年齢構成等の均衡化をはかるため、つとめて広域にわたって交流を行う。

- (2) 都市部と農村部およびへき地との交流を促進する。
- (3) 高等学校の学科の設置廃止にともなう配置転換、学校種別(高等学校・特殊教育諸学校)間および課程(全日制・定時制・通信制)間の適正な交流を行う。
- (4) 同一校永年勤続者および採用後ひきつづき同一校に相当年数勤務している者の適正な交流を行う。

3 交流昇任

- (1) 校長については、その職責の重要性にかんがみ、資格・人物・健康・勤務実績・指導力等のすぐれた者のうちから厳選する。
- (2) 副校長・教頭・定時制主事・通信制主事については、校長に準じて厳選する。
- (3) 上記以外の職についても、資格・人物・健康・勤務実績等を考慮して行う。

4 降任および退職

勤務成績・年齢・勤続年数を考慮して行う。

IV. この方針の運用

この方針は、昭和49年度における年間人事についても準用する。

なお、県立学校教職員人事に関する方針に基き、具体的な交流基準について教職員に周知させることは必要であるとの観点から、昭和48年度末県立学校教職員交流基準と作成の上公表した。

昭和48年度末県立学校教職員交流基準

1 一般基準

教職員が専門職として、幅広い学校経験を有することは極めて重要であるとの観点に立ち

- (1) 全日制と定時制・通信制との交流
- (2) 高等学校と特殊教育諸学校との交流をいっそう促進する。

2 勤務年数による基準

各学校の教職員組織の充実と均衡化と促進するため

- (1) 同一校に10年以上勤務した者
- (2) 採用後ひきつづき同一校に3年以上勤務した者は交流の対象とする。

なお(1)、(2)における勤続年数の算定基準は次のとおりとする。